

和光市立北原小学校保護者会 「さざんかの会」会則

(名称)

第1条 本会は、和光市立北原小学校保護者会「さざんかの会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地を、埼玉県和光市新倉1-5-27 和光市立北原小学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、学校と保護者の連携を密にし、学校運営に協力することにより、児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 保護者と教職員が自由に話し合える機会の提供
- (2) 学校行事への協力
- (3) 学校のより良い環境づくり・児童の安全に関する支援
- (4) 地域のお祭りへの協力
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、任意加入の、本校児童の保護者をもって組織する。

(入会)

第6条 本会への入会は、入学時または転入時に行う。

- 2 入会を希望する者は、「入会届」を提出する。
- 3 入会を希望しない者は、「入会辞退届」を提出する。

(退会)

第7条 本会からの退会は、卒業時または転出時とし、「退会届」は不要とする。

- 2 退会を希望する者は、「退会届」を提出することで、退会することができる。

(会員ではない保護者及び児童への配慮)

第8条 本会は、学校に在籍している全ての児童のために活動する。

本会の会員ではない保護者及び児童に、差別が行われないよう配慮する。

(役員)

第9条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 会計
 - (4) 書記
 - (5) 運営委員
- 2 役員の仕事は、別紙に定める。

(役員を選出)

第10条 本会の役員は、各クラスから2名を基準として選出する。

- 2 役員への就任は、1家庭につき1回を基準とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 任期は、1年間とする。
- 4 役員選出の辞退を希望する者は、「役員辞退届」を年度ごとに提出する。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成し、本会の運営その他必要事項を協議する。

(総会の設置)

第12条 本会の最高決定機関として、全会員をもって構成される総会を設置する。

(1) 総会の定足数は会員の3分の1とする。但し、委任状または書面表決書の提出をもって出席にかえることが出来る。議決は出席者の過半数の同意を要する。

(2) 総会は、状況により書面またはオンラインでの開催が出来る。定員数ならびに議決は前項と同じとする。

2 総会には、定期総会及び臨時総会がある。

(1) 定期総会は年度初めに開催する。前年度事業報告及び決算の承認、新年度事業計画及び予算案の承認、その他必要と認められた事項の決定を行う。

(2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又会員の5分の1の要求があった時に開催する。

(会費)

第13条 会費は、児童1名あたり年間500円とする。

2 転入および転出については、次のとおりとする。

(1) 集金日以降の転入者には、翌年度から集金する。

(2) 2学期の始業式までに転出予定の転出者には、集金しない。

(3) 年度途中で転出した場合、その年度の会費は返金しない。

(会計年度・監査)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計監査は、本会の会計を監査し、監査報告をする。

(個人情報の保護)

第15条 「個人情報保護法」を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

(会則の改正)

第16条 本会則は、全会員の過半数の賛成がなければ改正することができない。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は、平成18年(2006年)4月11日とする。

附則 本会則は、平成18年(2006年)4月11日から施行する。

令和4年(2022年)4月27日一部改正、

令和5年(2023年)4月1日一部改正、

令和5年(2023年)9月6日一部改正、

令和7年（2025年）3月3日一部改正、
令和8年（2026年）6月1日一部改正

(別紙)

さざんかの会 役員組織

【三役】

会長 1名

会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 和光市PTA・保護者会連合会（市P保連）の理事。総会・理事会への出席
- 学校・役員・保護者間の連絡・調整。役員会の会議資料を作成・司会進行
- 会費で購入する物品等に関して、学校と調整、役員の承認を得る。
- 会計監査・役員選出係等と連携し、次年度の役員選出、引き継ぎを監督

副会長 3名

副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

- 1・2年生、3・4年生、5・6年生の役員への連絡、役員会等の出欠確認
- 運動会、音楽会、お祭りのチーフとして、学校等との連絡・調整
- 学校行事に関して、役員の出欠確認、計画作成、役員へ指示。活動報告作成・配信
- 新入学説明会、役員選出・引き継ぎに関して、会長を補佐

会計 2名

会計は、本会の経理を司る。

- さざんかの会印鑑（銀行印）及びゆうちょ銀行口座の管理
- 予算案の作成、スクリレで配信、会員の承認を得る。
- 入出金、収支報告書、収支簿の作成

書記 2名

書記は、本会の記録を担当する。

- 役員会会議資料の印刷、役員会の議事録の作成・スクリレで配信
- 校内広報誌「さざんかだより」の作成・スクリレで配信
- 次年度の役員選出・引き継ぎに関して、会長を補佐

【運営委員等】

防犯ネット 8名

防犯ネット係は、和光市地域子ども防犯活動を行う。

- 定期総会、校区間連絡会議、防犯講演会への出席
- 市内一斉パトロール（7月・3月）への参加呼びかけ・参加
- 「キッズガーディアン」、「子どもを守る家」の登録募集、防犯ツールの配布
- 「みんなの安全点検マップ」作り

青少年育成推進員 4名

青少年育成推進員は、和光市青少年育成推進員会の活動を行う。

- 委嘱式、講習会等への出席

- 「青少年を守る店」の調査説明
- 和光市の事業運営への協力

手をつなぐ親の会理事及び役員（事業・広報） 2名

手をつなぐ親の会理事及び役員は、手をつなぐ親の会に関わる業務を行う。

- 「親子のつどい」開催の準備・協力
- 広報誌「ふれあい」の原稿校正

心の教育推進委員 2名

心の教育推進委員は、和光市心の教育推進委員会に関わる業務を行う。

- 心の教育推進委員会の会合への出席
- 和光市民まつりへの協力

会計監査・役員選出係 6名

会計監査は、学校の会計監査の協力及び本会の会計監査を行う。

- 各学期末に、各学年・各クラスの会計報告の確認及び押印
- 年度末に、本会の決算報告の確認及び押印
- 次年度の役員選出に関して、主体的に会長を補佐

【共通】

役員会

各学期1回（基準）の役員会に出席する。

運動会、音楽会

学校行事に協力し、駐輪場の誘導、受付・案内、観覧する保護者の誘導などを行う。

役員選出・引き継ぎ

次年度の役員選出を行い、第1回役員会で引き継ぎを行う。